

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の役員の任命について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第4項の規定に基づき、
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の役員を任命したので、同条第5項の規
定に基づき次のとおり公表する。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
理事長 和田慶宏

辻田博
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長代理に任命する

（以上 平成29年7月11日）